

## 参考資料 1

### 第 7 期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗

タイトル： (1)在宅医療・介護連携の推進

第7期における具体的な取組

ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

- ・ 各区の『在宅医療・介護連携推進会議』において、区役所が主体となって医療・介護関係者と協議し、課題整理・対応策の検討を行います。

イ 多職種連携の推進

- ・ 多職種でのグループワークや医療側への介護の研修と介護側への医療の研修等により、在宅医療・介護連携の推進という同じ目的を共有するなど、多職種連携を図ります。

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

- ・ 各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療と介護関係者からの相談を受け、地域包括支援センターでの「地域ケア会議」等区内の会議に参画し、情報収集・共有を行います。
- ・ 各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療と介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう情報共有ツール等について検討します。
- ・ 各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築を進めます。

エ 在宅医療への理解促進

- ・ 区の広報紙や回覧、老人会などの地域での集まり等を活用し、地域住民の理解の促進を図ります。

進捗状況

ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

- ・ 各区役所において、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有したうえで、課題の抽出と対応策の検討をしています。  
(令和元年度実績 24区/24区 (部会含む))

イ 多職種連携の推進

- ・ 各区役所において、地域の医療・介護関係者を対象とした研修会等を開催し、多職種の連携を図っています。(令和元年度実績 22区/24区)  
未実施の2区については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催中止
- ・ 大阪市では、医療・介護関係者の区域を超えた顔の見える関係づくりを推進するため、市内基本保健医療圏ごとに多職種研修会を開催し、広域連携を図っています。

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

- ・ 区内の医療・介護関係者が参画する地域ケア会議に「在宅医療・介護連携相談支援室」コーディネーターが参画し、積極的な情報収集・情報の共有を行っています。  
(令和元年度実績 22区/24区)

- ・「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療・介護関係者間で速やかな情報共有ができるよう、地域で充実又は作成すべき情報共有ツールについて検討しています。

(令和元年度実績 22区/24区)

- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築については、各区「在宅医療・介護連携相談支援室」において、区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズやあり方を検討し、具体化を進めています。(令和元年度実績 22区/24区)

#### エ 在宅医療への理解促進

- ・各区役所において、地域住民に対する講演会等の開催、区広報紙・ホームページを活用する等、在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組んでいます。

(令和元年度実績 22区/24区)

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要があります。

- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、地区医師会等と連携しながら、より一層区役所と在宅医療・介護連携相談支援室が一体となって取り組むとともに、今後、適切な評価指標を活用し、PDCAサイクルを意識した事業実施が重要と考えます。

タイトル： (2) 地域包括支援センターの運営の充実

第7期における具体的な取組

- ・地域包括支援センターの機能強化等  
 高齢化の進展に十分対応できる適切な人員体制の確保を図り、また、地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化を図ります。
- ・地域包括支援センターの資質の向上  
 地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた支援・指導を地域包括支援センターに対して行うことを通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。
- ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進  
 地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組みます。
- ・地域への周知・広報など  
 地域包括支援センターの機能や役割を理解してもらえよう、地域への周知・広報並びに事業の内容及び運営状況に関する情報の公表に努めるとともに、日ごろの地域での活動を通じて周知を図り、認知度の向上に努めます。

進捗状況

- ・本市では、平成 18 年度に地域包括支援センターを設置し、平成 21 年度より段階的に増設しており、令和元年度においては 66 か所体制で高齢者の方の支援にあたっています。
- ・高齢者人口の増加や相談件数の増加といった状況等に対応するため、地域包括支援センターの人員を増配置し、また、地域包括支援センターの運営にかかる行政との役割分担と連携の強化やセンター間の役割分担や連携強化については、地域包括支援センター運営協議会の場で検討を行っています。
- ・また、専門機関としての質的向上を図るため、これまでの基本基準に加え、平成 24 年度より、本市として重点的に取り組みを進める事業として応用評価基準を設け、評価を行っています。なお、評価結果については職能団体や学識経験者等を委員として構成される各区及び市の地域包括支援センター運営協議会で審議・承認され、次年度以降の各地域包括支援センターの運営計画に反映しています。加えて、地域包括支援センター業務に従事する職員に対し、階層別研修等を実施しています。
- ・平成 30 年 4 月施行の改正介護保険法において、要介護認定者等の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進が掲げられ、本市においても積極的に自立支援型ケアマネジメントの推進に取り組むため、地域包括支援センターの体制を強化し、医師・リハビリテーション専門職等を助言者として自立支援型ケアマネジメント検討会議を実施しています。
- ・周知に関しては、理解していただけるようパンフレットの改正などを行い、地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取り組んでいます。

進捗状況に対する評価と課題

・地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担うことができるよう、人員体制の確保を図ります。

・事業実施基準については、ほぼ全ての地域包括支援センターが基準を満たし、順調に運営されています。今後においても随時、地域包括支援センターの評価基準の見直しを行い、機能強化を図っていきます。また、実施した評価の内容を大阪市地域包括支援センター運営方針に反映させ、その結果に基づいた支援、指導を行うことを通して、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。

## 【重点的な課題と取組み】 1 高齢者の地域包括ケアの推進体制

タイトル： (3) 地域における見守り施策の推進(孤立防止を含めた取組み)

### 第7期における具体的な取組

「見守り相談室」では、地域団体をはじめ多様な人々が、見守り活動の重要性について理解を深めることができる機会を設けるとともに、区が地域の実情に応じて配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーターなどとの連携を密にすることにより、地域における見守りネットワークのさらなる強化につなげます。

孤立死リスクの高い世帯等をより効果的に支援につなげるため、CSWによる対応及び体制を強化します。

徘徊認知症高齢者等への対応については、警察との連携を強化し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための仕組みづくりに取り組みます。

### 進捗状況

・CSWの配置 24区合計 98名

・事業実績(令和2年3月末時点)

地域への要援護者名簿提供状況

全地域数	提供地域数	提供率
333地域	333地域	100%

孤立世帯等への専門的対応

相談対応	アウトリーチ	ケース会議
183,498回	20,105回	3,002回

徘徊認知症高齢者等の行方不明事案への対応

利用登録者	協力者	行方不明時メール配信
3,025人	5,268件	478件

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 地域ごとに行われている見守り活動のさらなる活発化を進めることにより、住民による要援護者の発見や生活状況の把握が進み、災害時の安否確認にも活用できる重要な情報となることから、CSWによる地域の見守り活動への支援をさらに充実させる必要がある。
- ・ 地域の見守りが活発になるほど、地域に埋もれている支援が必要な世帯等の掘り起こしが進み、アウトリーチの必要性がますます高まることから、CSWによる専門的支援の充実に引き続き取り組む必要がある。

タイトル： (4)複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

第7期における具体的な取組

モデル事業における効果検証を行ったうえで、各区に対して必要な機能と実施に向けた選択肢を示すなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざし、取組みを進めます。

進捗状況

平成29年度・30年度において、規模の異なる3区(福島区・東淀川区・平野区)において、モデル事業を実施し、「つながる場」を開催した149件では、スーパーバイザーの助言などにより、支援が円滑に進み、課題解決につながる効果が見られました。また、モデル事業の取組みを通じ、相談支援機関・区職員等の顔の見える関係が構築されるとともに、それぞれのスキルの向上が図られるという効果も見られました。

これらの検証結果を踏まえ、令和元年度からは、モデル事業の取組みを全区に展開し、「つながる場」のしくみを各区で整備するとともに、区の実情に応じて、相談支援機関等の連携の促進に向けた取組みを実施し、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。

【令和元年度 事業実績】

相談受付件数	総合的な支援調整の場 (つながる場)開催件数	スーパーバイザー 派遣件数
303件	158件	127件

進捗状況に対する評価と課題

- 令和元年度より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区において実施しており、各区の実情に応じた取組みを着実に進めています。
- 全区展開初年度であり、取組みが低調な区もありますが、研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用し、市全域において事業の水準を高めていく予定です。
- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号。平成29年6月2日公布)の附則では、公布後3年(令和2年)を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、今後、国の動向等を注視する必要があります。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

ア 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

第7期における具体的な取組

- ・ 社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。
- ・ 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症強化型を含む地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどの日ごろの活動を通じて、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図ります。
- ・ スマートフォン等で利用できる認知症アプリを開発・運用し、認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行います。

進捗状況

- ・ 令和元年度では、認知症サポーターを 20,543 人、キャラバン・メイトを 203 人養成しました。その結果、本市における令和元年度末の認知症サポーターは 220,688 人となっています。
- ・ 認知症強化型地域包括支援センター等では、関係機関と連携のうえ、認知症への理解を深めるための普及啓発活動を進めています。
- ・ 平成 30 年 3 月よりスマートフォン等で利用できる「認知症アプリ」をリリースし、認知症の相談窓口の周知や認知症に関する正しい知識の普及・啓発により、市民自らの認知症予防の取組みや、認知症の早期発見・早期対応を支援しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 認知症サポーター数は 22 万人を超えており、認知症への理解が広がっているところであるが、引き続き養成に努めるとともに、認知症サポーターの方の地域活動を促進できるよう取組みを強化していきます。
- ・ 認知症アプリについて、さらに登録者数の増加につながるよう、様々な機会を通じて周知を行っていきます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

イ 認知症の事態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

第7期における具体的な取組

○ 早期診断・早期対応のための体制整備

- ・ かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を一層推進します。
- ・ 各区における認知症支援の拠点として2017(平成29)年度から設置している認知症強化型地域包括支援センターの活動を推進します。
- ・ 認知症疾患医療センターについては、地域型3か所、連携型3か所を運営していますが、今後は、地域の中で担うべき機能を明らかにしたうえで、必要に応じて整備を図っていきます。
- ・ 認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人に対して、必要な医療や介護サービスの導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

○ 行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等への適切な対応

- ・ 認知症の人の行動・心理症状や身体合併症等への対応を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図る観点から、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。
- ・ 入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員が認知症への対応に必要な知識・技能を習得することができるよう、看護職員に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。

○ 認知症の人の生活を支える介護の提供

- ・ 良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護の理念、知識及び技術を習得するための「認知症介護実践者研修」、事業所内のケアチームの指導者役となるための「認知症介護実践リーダー研修」、研修の企画立案・講師役等となるための「認知症介護指導者養成研修」というステップアップの研修体系により研修を実施し、さらなる受講者数の増加に取り組みます。
- ・ 認知症介護に携わる可能性のあるすべての介護職員等が、認知症介護に最低限必要な知識・技能を習得するための「認知症介護基礎研修」を実施します。

○ 医療・介護等の有機的な連携の推進

- ・ 2016(平成28)年度から全区に配置している認知症地域支援推進員について、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等の活動を一層推進します。

## 進捗状況

### 医療従事者等の認知症対応力向上研修

#### ・かかりつけ医認知症対応力向上研修

平成30年度 107人

令和元年度 129人

合計 236人

#### ・歯科医師認知症対応力向上研修

平成30年度 101人

令和元年度 0人

合計 101人

#### ・薬剤師認知症対応力向上研修

平成30年度 154人

令和元年度 270人

合計 424人

#### ・看護職員認知症対応力向上研修

平成30年度 98人

令和元年度 0人

合計 98人

#### ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

平成30年度 697人(集合型 291人、医療機関実施型 9病院 406人)

令和元年度 732人(集合型 254人、医療機関実施型 6病院 478人)

合計 1,429人

新型コロナウイルスの感染拡大防止により開催中止

### 認知症サポート医養成

平成30年度 33人

令和元年度 40人

合計 73人

### 介護従事者向け研修

#### ・認知症介護実践者研修

平成30年度 340人

令和元年度 315人

合計 655人

#### ・認知症介護実践リーダー研修

平成30年度 54人

令和元年度 23人

合計 77 人

・認知症介護基礎研修

平成30年度 217 人

令和 元年度 197 人

合計 414 人

・認知症介護指導者養成研修

平成30年度 5 人

令和 元年度 1 人

合計 6 人

平成 28 年度から全区にて認知症初期集中支援チームを展開しており、令和元年度では、1303 件の支援件数がありました。

また、認知症地域支援推進員として、支援困難症例 837 人の相談件数がありました。

平成 29 年度から全区に設置している認知症強化型地域包括支援センターにおいては、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実を図り、地域の中で孤立している認知症高齢者を発見し、支援につなげ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう取り組んでいます。

認知症疾患医療センターについて、地域型3か所、連携型3か所を設置しており、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応等を行っている。なお、令和元年度からは地域型認知症疾患医療センターに日常生活支援機能を付与し、診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、相談支援機能の強化を図っています。

#### 進捗状況に対する評価と課題

- ・認知症の早期発見、早期対応、医療の提供等のため、引き続きかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員等に対する研修を実施します。
- ・認知症の人がそれぞれの状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、引き続き介護従事者に対する研修を実施します。
- ・認知症初期集中支援チームについては、より早期発見、早期対応につながるよう、各チームの周知啓発に努めるとともに、認知症強化型地域包括支援センターと連携のうえ地域分析を進め、支援対象者の把握に努めます。
- ・認知症疾患医療センターについては、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、引き続き必要な機能の充実に努めます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

ウ 若年性認知症施策の強化

第7期における具体的な取組

- ・ 若年性認知症の人については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きい、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に行うことが求められています。
- ・ 2016(平成28)年度から全区に配置している認知症地域支援推進員が、若年性認知症の相談窓口として、若年性認知症の人とその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援を行っています。
- ・ 認知症地域支援推進員の活動を充実させるとともに、若年性認知症の早期診断・早期対応につなげるため、若年性認知症についての普及啓発に取り組みます。

進捗状況

- ・ 平成28年度から認知症初期集中支援チームに認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の相談窓口の明確化を図るとともに、就労等を含めた伴走型の継続的な支援が行えるよう相談支援体制の充実を図っている。令和元年度は、若年性認知症の相談件数として315人の相談がありました。
- ・ また、平成30年度からは若年性認知症の早期発見、早期対応に向け、大阪府と共催により、産業医や企業等の人事・労務担当者等を対象とした「若年性認知症啓発セミナー」を開催しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 若年性認知症の人は症状の進行が早く、医療、福祉、就労をはじめ家族への支援等の総合的な支援が求められるなど、非常に高い専門性が求められる傾向が強いため、これら専門性の高い支援に対応できる人材を養成していくことが必要です。
- ・ 若年性コーディネーターを配置している大阪府とも連携し、引き続き若年性認知症についての普及啓発に取り組みます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

エ 認知症の人の介護者への支援

第7期における具体的な取組

- ・ 介護者の急病等の突発的な事情により認知症高齢者の介護が困難となった場合に介護施設等で一時的に受け入れる緊急ショートステイ事業を実施します。
- ・ 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置・運営を支援します。

進捗状況

- ・ 認知症の人を介護するご家族の負担を軽減するため、介護者の入院等、突発的な事由により在宅生活が一時的に困難となった方を福祉施設で受け入れ、介護サービスを提供する認知症高齢者緊急ショートステイ事業を平成27年9月から実施し、令和元年度は46人の認知症の人を延べ804日受け入れました。
- ・ また認知症地域支援推進員において、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、区内の認知症カフェに対して側面的な支援を行っている。令和元年3月末現在、141か所の認知症カフェ等を本市ホームページに掲載しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 認知症高齢者緊急ショートステイ事業については、認知症の人のご家族の介護負担を軽減するため、令和元年度より一部要件を緩和するなど充実に努めているところです。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

オ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

第7期における具体的な取組

- ・ 行方不明認知症高齢者等の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク体制の強化を図ります。
- ・ 警察等に保護されても身元が判明しないケースが増加していることから、身元不明高齢者対策に取り組みます。
- ・ 社会全体で認知症の人を支える基盤として、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ることにより、認知症高齢者等の生活支援、社会参加支援、見守り体制の充実につながるよう取り組んでいきます。

進捗状況

- ・ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のため、大阪市認知症高齢者等見守りネットワーク事業を実施しており、行方不明時に地域の協力者にメール配信等を行い、早期に発見する仕組みを構築するとともに、見守りシールの配布やGPS機器の貸与などを行っています。

登録者数：3,085人

協力者数：2,775人(民生委員)

協力者数：2,493人(企業・団体)

(何れも令和元年度末時点)

- ・ 平成30年度より、「認知症サポーター地域活動促進事業」を3区にてモデル実施しており、認知症サポーターと支援を必要とする認知症の人や認知症カフェ等をつなぎ、認知症サポーターの地域活動を促進し、認知症の人、家族の地域生活を支援しています。
- ・ 令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」においても、「全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備」することが掲げられているため、令和2年度より、認知症サポーター地域活動促進事業の取組みを再構築し、地域における認知症の人の支援活動を促進する「オレンジサポーター地域活動促進事業」として24区にて実施し、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チーム(ち〜むオレンジサポーター)を作る支援や認知症の人等にやさしい取組みを行う企業等を「オレンジパートナー企業」として登録するなどの支援を行っています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のため、引き続き見守りネットワーク事業の推進に努めます。
- ・ 地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ることにより、認知症高齢者等の生活支援、社会参加支援、見守り体制の充実につながるよう引き続き支援していきます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル： カ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

第7期における具体的な取組

- ・ 国においては、認知症をきたす疾患それぞれの病態解明や行動・心理症状（BPSD）を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発の推進を図るとともに、研究開発により効果が確認されたものについては、速やかに普及に向けた取組みを行うこととしています。
- ・ 国の動向を踏まえて施策を進めるほか、ICT技術を活用した介護保険データ等の収集・分析など、認知症の予防や早期発見に資するための施策に取り組んでいきます。

進捗状況

- ・ ICT技術を活用したビッグデータ活用の一環として、大阪市立大学との連携協定に基づき、本市が保有する行政データを活用して、大阪市立大学においてビッグデータ活用における認知機能低下を含む要介護状態の重度化防止及び介護予防のためのビッグデータ分析を行い、現行施策の継続及び充実の必要性が確認されました。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 国が行っている認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発により効果が確認されたものについては、本市において速やかに普及に向けた取組みを行います。
- ・ 令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」では「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされており、認知症予防に資する可能性のある活動を推進するとともに、国において示されたものについては、速やかに普及啓発に努めます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

キ 認知症の人やその家族の視点の重視

第7期における具体的な取組

- ・ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めていきます。

進捗状況

- ・ 平成30年2月13日、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から認知症の人やその家族が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を発信するとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めるため、認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議を開催しました。
- ・ また、会議終了後、本市が今後もより一層、認知症対策に力を入れていくことを決意し、内外に発信するため「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を行いました。
- ・ 令和元年度より、認知症の人の生きがいや居場所づくりを支援するため、「認知症の人がいきいきと暮らし続けるための社会活動推進事業」を実施しており、令和元年7月31日からは、認知症の人の社会活動を推進するための拠点「大阪市認知症の人の社会活動推進センター（愛称：ゆっくりの部屋）」を開設し、認知症の人によるピアサポートや社会活動の支援などを行っています。
- ・ 令和元年9月6日には、認知症への社会の理解促進を進めるため、英國屋の協力のもと、大阪市役所において、認知症の人自らが従事する「ゆっくりカフェ in 英國屋」を開催しました。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視し、社会活動を推進するための取組みを引き続き進めていきます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

ク 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供

第7期における具体的な取組

- ・ 相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、利用者の在宅生活移行のための支援プログラムを作成し、家庭、地域への復帰を促進していきます。
- ・ また、地域の保健・医療・福祉・介護関係者等から組織される協議会を開催して取組み内容を共有するとともに、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等の開催により認知症に関する情報を発信します。
- ・ 介護施設では、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例や若年性認知症の人への対応などを行い、新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。
- ・ 認知症に係る研究や人材育成については、大阪市立大学との連携を強化し、原因究明や診断・治療法の確立、認知症看護・ケア、ケアマネジメント等の学術的な研究や、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究に取り組みます。
- ・ 臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組みます。

進捗状況

- ・ 弘済院附属病院内の患者支援部においては、相談機能の強化を図り、地域とのシームレスな連携の推進に努めてきました。若年性認知症外来では、地域のかかりつけ医や認知症地域支援推進員等からの紹介患者を積極的に受け入れ、相談員が支援に積極的に関わりながら、「本人サポートの会（患者本人や家族が悩みを話せる場の提供やカウンセリング、個別相談等を行う）」と連携し、若年性認知症特有の課題を専門的に支援するよう努めてまいりました。
- ・ 弘済院附属病院では、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等を開催することにより、認知症に関する情報の発信に努めております。また、公開講座についてはこれまで弘済院の敷地内で行っていましたが、令和元年9月には大阪市内のホールを使用して開催することにより、これまでの約4.5倍の参加があり、より多くの方に認知症について関心を持っていただくことができました。
- ・ 附属病院と第2特別養護老人ホームが一体となった医療・介護モデルの構築の取り組みを進め、特に前頭側頭葉変性症のケアについては、定期的に外部スーパーバイザーを含む多職種で事例検討を重ね、その成果を学会などに報告するとともに、大阪市認知症医療・介護専門職研修などを通して情報発信を重ねてきました。こうしたノウハウの蓄積をもとに作成した前頭側頭型認知症と意味性認知症のケアマニュアルについては、更新を重ねて継続的に発行してまいりましたが、最新の知見や事例等を追加した保存版を作成しました。
- ・ 弘済院附属病院では、大阪市立大学大学院医学研究科と新薬の治験や様々な臨床研究など、また生活科学研究科においては、アルツハイマー型認知症の非薬物療法などの治療・研究に取り組みました。

- ・研修の受け入れについては、大阪市立大学医学部、生活科学部の大学生・大学院生や臨床研修医、臨床心理士、認知症初期集中支援推進事業にかかるチーム員などの実習を受け入れるとともに、各種研修へ講師を派遣するなど、認知症施策の推進に重要な認知症医療・介護に係る人材育成に積極的に取り組んできました。

#### 進捗状況に対する評価と課題

- ・患者支援部では、患者の入退院支援、相談機能の強化を図るとともに、診断を受けた後に適切な支援につながらないまま状況が悪化することを防ぐように診断後支援の充実に取り組めます。また、若年性認知症外来では、認知症の早期診断、早期治療にさらに寄与するよう努めます。
- ・専門職向け研修や公開講座などについては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期や中止とせざるを得ないものもありましたが、感染防止対策を考慮した開催手法を検討し、より多くの方に認知症に関する情報を発信できるよう取り組んでいきます。
- ・さらに市民ニーズに応え、地域包括ケアシステムの構築に寄与した医療・介護の提供ができるよう地域のネットワークとの連携を強化し、新型コロナウイルス感染症への対策も想定した後方支援のあり方を模索しながら在宅支援を強化していきます。
- ・研究活動や質の高い医療提供、ならびに本市認知症施策の展開に応じた対応ができるように、長期的視野にたった人材育成を努めます。

タイトル： (2) 権利擁護施策の推進  
ア高齢者虐待防止の取組の充実

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。
- ・ 関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」において、虐待情報の共有化を図るとともに、関係機関相互の連携の強化を図ります。
- ・ 各区では、高齢者虐待防止のネットワーク(連携体制)を活用し、身近な地域での高齢者虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みを進めます。
- ・ 地域包括支援センター等においては、介護家族の相談や支援に努めるとともに、介護教室や認知症の家族会の活動等を紹介するなど、養護者の介護負担やストレスの軽減を図る取組みを行います。
- ・ 養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。

第7期目標(虐待防止等に関する研修参加事業所数)

H30年度 6,005 所

R1年度 6,185 所

R2年度 6,370 所

進捗状況

- ・ 高齢者虐待の防止に関する広報啓発活動については、市民や関係機関等へのリーフレット及び効果的な啓発物品の配布等を行うことにより、どのようなことが虐待にあたるのか、また、通報者の秘密は守られること、通報窓口の周知等を行うほか、地域や関係機関等における研修会等の機会を活用し高齢者虐待に関する講演会を行うなど、さらなる理解の普及に努めています。
- ・ また、本市関係課のほか関係機関や民間団体等が参加する「高齢者虐待防止連絡会議」を市レベル及び区レベルで開催し、高齢者虐待に関する現状や課題を共有することにより、高齢者虐待の防止、早期発見、適切かつ迅速に虐待対応ができるよう、連携協力体制の強化に努めています。
- ・ 高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センター職員が中心となって介護保険サービス導入の支援を行うなど、地域で安心して暮らせる援助を行っています。
- ・ 虐待防止等に関する研修参加事業所数(令和2年3月現在): 6,403 所

## 進捗状況に対する評価と課題

- ・平成31年(令和元年)度養護者による高齢者虐待の通報は1,101件(速報値)と、平成30年度の1,053件を上回り、毎年増加傾向にあります。しかし、本人の状況の変化にいち早く気付ける立場にある地域からの通報件数はいまだ少ないのが現状です。高齢者虐待の発生予防や早期発見、迅速かつ適切な対応をさらに推進するためには、地域住民・関係機関等における虐待防止への理解の定着及び連携協力が不可欠であることから、引き続き、広報啓発活動や高齢者虐待防止連絡会議の開催を積み重ねることにより、さらなる虐待防止に向けたネットワークの体制の充実、強化を図ります。

通報件数は速報値であり修正する場合があります。(年度末頃確定する予定)

- ・高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センターが中心となって在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供などの支援を行うなど、引き続き、地域で安心して暮らせる支援を進めます。
- ・養介護施設従事者等による虐待の未然防止につきましては、実地指導や監査、従業者等からの通報等をきっかけとして事業所等による介護の実態を早期に把握し、改善指導に繋げるとともに、介護サービス事業所の従業者等の人権意識や介護技術の向上を目的とした啓発研修等を引き続き実施することにより、介護サービスの質の向上を目指す必要があります。

タイトル： (2) 権利擁護施策の推進  
イ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

### 第7期における具体的な取組

- ・成年後見制度の利用促進のために、2018(平成30)年度から3か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。
- ・今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化します。
- ・「あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)」においては、契約中に状況が変わり、成年後見制度の利用が必要となる人は円滑に制度に移行し、今後新たにあんしんさぼーと事業の利用を必要とされる人が、待機することなく順次、利用・契約できるよう取り組みます。

### 進捗状況

- ・「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築のため、具体的には大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備しました。また、「協議会」には、5つの部会(広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価)を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会(弁護士会・社会福祉士会・司法書士会)を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組みを進めました。
- ・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討しました。
- ・あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取組みを進めました。

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・協議会総会を年1回と、5つの部会は年2回ずつ開催しました。各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的に取り組んでいきます。  
協議会による「チーム」への具体的な支援として、チーム会議の場に必要なに応じて「専門職」を年間43回派遣し、専門職派遣事例検証会議を1回開催しました。さらに専門職派遣の利用を促進するため、相談部会において、周知と利用しやすくするための検討が必要です。また、専門職の助言の精度を上げるため、引き続き派遣される専門職が集う事例検証を行う必要があります。
- ・市民後見人養成講座のオリエンテーションを年3回開催し、平成30年度から基礎講座は市内北部と南部に分けて開催しており、令和元年度の講座修了者は46人、うちバンク登録者は42人でした。より多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえよう、効果的な普及啓発を行う必要があります。後見人支援部会においては、養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要です。
- ・あんしんさぼーと事業相談員及び生活支援員向けの成年後見制度研修を年4回実施しました。また、あんしんさぼーと事業相談員との連携により、制度移行が望ましい方と随時面接し99人が制度移行しています。しかし、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多くいます。制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討する必要があります。

タイトル： (1)一般介護予防事業の推進(介護予防・重度化防止の推進)

第7期における具体的な取組

- ・「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。

2021(R3)年度末までに高齢者人口1万人につき概ね 10 か所程度の開催をめざし、毎年度、新規立ち上げ目標数を設定し、段階的に目標を達成する。

2016(H28)年度末(実績) 404 か所

2017(H29)年度末(見込) 474 か所

2021(R3)年度末(目標) 約 700 か所

- ・「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出しやリハビリテーション専門職等の派遣による指導・助言・身体能力測定など、活動の場の立ち上げや継続のための支援を行います。
- ・「いきいき百歳体操」等に加え、口腔機能向上の取組みとして「かみかみ百歳体操」の実施を支援するとともに、栄養改善に関しても効果的かつ効率的に実施できる手法を検討していきます。
- ・「介護予防ポイント事業」に参加する高齢者がより一層増加するよう、活動施設等をできるだけ身近な場所に充実させるとともに、在宅の高齢者の生活支援活動にも「介護予防ポイント事業」の活動の範囲を拡げるなど、活動者が個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとにより身近なところで得意分野を活かした活動ができるよう支援します。

介護予防ポイント事業

活動登録者数 2020(R2)年度末(目標) 8,102 名

活動者数 2020(R2)年度末(目標) 3,400 名

進捗状況

- ・介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場の推進にあたっては、平成 28 年4月から「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施しています。
- ・また、平成 30 年4月には、「通いの場」の開催か所数の更なる増加に向けて、より多くの高齢者が「百歳体操」に興味を持ち実践していただけるよう、吉本興業株式会社と共同で、これまでの「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」に加え、認知機能向上に効果がある「しゃきしゃき百歳体操」を収録した新たな「百歳体操 DVD」を作製しました。
- ・さらに、「いきいき百歳体操」に加え、口腔機能向上の取組みが効果的かつ効率的に実施できるよう、平成 30 年4月から「かみかみ百歳体操」を実施するグループに対し、歯科保健専門職を派遣し、活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施しています。

「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場: 708か所

- ・介護予防ポイント事業については、活動者が個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとに、より身近なところで得意分野を活かした活動ができるよう、平成30年4月から活動場所に保育所を追加し、さらに同年7月からは、在宅の高齢者の生活支援活動を追加しました。
- ・活動登録者を増やすため、区広報紙や市営住宅だより等で広報周知を行うとともに、毎月5回市内各所で登録時研修を実施しています。
- ・また、活動者を増やすため、次の取り組みを行っています。

アンケートにおいて、「自分から受入施設へ直接連絡することに抵抗がある」との意見が複数あったことを踏まえ、活動登録者自身が施設へ直接連絡することに不安を感じる場合には、受託事業者が活動登録者と施設の連絡調整を実施することとし、その旨をポイントリレー通信等で周知。

施設行事の開催に向けて多くの活動者が必要な場合、受託事業者から当該受入施設近隣に居住する活動登録者へ活動案内・勧奨を実施。

受入施設にて登録時研修を開催し、研修終了後、施設見学及び次回の活動予約を一連の流れで行い、速やかな活動につながるようマッチングを実施。

活動登録者向けアンケートを実施する際、一部の区において登録以降活動実績がない方を抽出し、活動内容等の希望を把握するためのマッチングシートを同封し、活動登録者の希望に沿った受入施設を紹介。

活動登録者数：3,313名

活動者数：1,358名

## 進捗状況に対する評価と課題

- ・「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある体操・運動等に取り組む住民主体のグループ（通いの場）は着実に増加していますが、より多くの高齢者が身近な場所で介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場に参加できるよう、引き続き「通いの場」の立ち上げの支援を行っていく必要があります。
- ・また、立ち上がった「通いの場」における活動が継続できるよう、物品の貸出条件の見直しや新規参加者への啓発活動などの継続支援にも合わせて取り組んでいく必要があります。
- ・「介護予防ポイント事業」については、活動登録者数や受入施設数に一定の増加があるものの、活動者が半数に満たないことから、より多くの活動登録者が身近なところで得意分野を活かして活動できるよう、現在実施している活動登録者と受入施設とのマッチングを質量ともに充実させるなど、活動者数が増加する取り組みを強化していく必要があります。

タイトル： (2)健康づくりの推進  
ア 生活習慣病の予防

第7期における具体的な取組

- ・ 健康寿命のさらなる延伸を目標とする健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」に基づき、健康寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう症などの生活習慣病の予防に向けた取組みを関係機関と連携しながら進めていきます。
- ・ 主に40歳から64歳の方を対象にして、地域に出向いた健康講座等による健康教育の実施、訪問指導、歯科保健等に関する健康相談等による個別支援を行い、生活習慣改善の動機付けとなる効果的な事業の実施に努めます。
- ・ 特定健康診査の受診者のうち、血圧・血糖コントロール不良者に対しては、医療機関への受診勧奨や生活改善等の保健指導を実施し重症化予防に努めます。
- ・ がん検診の受診率向上に向けて、がん検診の重要性や受診日程等の普及啓発、個別受診勧奨を行うとともに、市民ニーズの高い夜間や休日開催の拡充など受診し易い環境整備に努めます。
- ・ 骨粗しょう症予防の啓発と早期発見のための骨粗しょう症検診の受診勧奨に努めます。

進捗状況

生涯を通じた健康づくり及び生活習慣病対策として、保健師、栄養士等による地域に出向いた健康講座の開催、保健師等による訪問指導事業、栄養士による食生活習慣改善指導事業、健康相談等を実施しています。

さらに生活習慣病重症化予防として、特定健康診査等の受診者のうち、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めただ方に対しては、医療機関への受診勧奨と生活習慣改善のための保健指導を実施しています。

これら取組みに加えて、地域診断に基づく地域の特色を反映させたリーフレットやポスターを区独自に作成しています。さらに大阪市域全体を対象に健康づくり啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や市立施設へ掲示し、健康に関する知識の普及に努めています。

がん検診受診率の向上に向けて、関係団体等と連携した受診勧奨を始めとする各種取組みを実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の発生による外出自粛等の影響などから、大阪市がん検診受診者数は前年度比約6%減となりました。

骨粗しょう症検診については、がん検診事業と併せて受診勧奨を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症による影響などから、受診者数は前年度比約12%減となりました。

【令和元年度実績】

・地域健康講座(壮年)	1,050回	21,763人
・訪問指導事業	1,279回	
・重症化予防対象者への受診勧奨・保健指導		3,573人(平成30年度実績)
・食生活習慣改善指導事業	148回	3,634人
・健康相談	565回	8,178人
・骨粗しょう症検診	297回	15,687人

## 進捗状況に対する評価と課題

- ・地域健康講座では、地域の保健衛生統計等の健康情報をわかりやすく示した区独自の啓発媒体を作成、使用するなど充実した普及啓発を実施しています。
- ・訪問指導事業の対象者は療養上の保健指導または介護保険給付以外のサービス調整が必要な者、健康管理を要する介護家族等としており、適切に対象者把握を行っていると考えています。今後も対象者の把握に努めていきます。
- ・高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めたと者を早期に医療につなげていくために、今後も未受診者に対する効果的な受診勧奨を行っていきます。
- ・がん検診及び骨粗しょう症検診の受診率を引き続き向上させていくためには、今後もより効果的な啓発活動の実施が必要と考えています。
- ・がん検診及び骨粗しょう症検診の重要性や受診日程等の周知啓発を行うとともに、早期発見・早期治療を推進するため、受診機会の拡充や受診しやすい環境を引き続き整えていきます。

タイトル： (2)健康づくりの推進  
イ 心の健康

### 第7期における具体的な取組

- ・ ストレスについての知識及び気分転換の方法等に関する知識の習得は、抑うつや不安等の心理的苦痛を減らすことに役立つことから普及啓発に努めます。
- ・ うつ病、アルコール依存症等の心の病気について、関係機関と連携しながら病気の知識や予防の普及啓発を行うとともに、健康相談を進めていきます。

### 進捗状況

市民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、市民の精神保健福祉の向上や各種精神保健福祉施策の円滑な推進等が期待できるため、大阪市心の健康センターにおいて、心の健康講座等の市民講座を開催しています。また、各区においては、精神科医師による精神保健福祉相談を実施し、保健・医療・福祉の広範にわたる相談を行うとともに、必要により家庭訪問を行っています。加えて自殺はうつ病等の精神疾患との関連性が深いと考えられており、その背景には経済問題その他多くの要因があることから、うつ病者を支える家族を対象とした家族教室を開催する等、総合的な自殺防止対策に取り組んでいます。

- ・心の健康講座 4回開催(174人)
- ・うつ病家族教室 14回開催(92人)
- ・精神保健福祉相談 延189人
- ・ゲートキーパー養成研修 41回開催(延1312人)
- ・自死遺族相談 45回(延110人)

### 進捗状況に対する評価と課題

精神障がい者に対する正しい理解に資するため、精神障がい及び精神疾患等についての市民講座等を開催しているところであるが、精神保健福祉に関する正しい知識の普及が十分とはいえない。今後も継続して市民講座等を開催し、市民の精神保健福祉に関する理解をさらに深める。また、「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」に基づき、啓発・予防、人材育成、ハイリスク者(自殺未遂者、自死遺族、うつ病)対策及びきめこまかな相談支援事業等、包括的な自殺支援を推進する。

タイトル： (3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり  
ア 高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者が地域活動に参画していくための「地域デビュー」支援を続けるとともに、「地域デビュー」した高齢者がこれまでに培った知識や経験、技能等を活かし、さらなる地域活動の担い手として積極的な参画が図られるようめざします。
- ・ 地域において高齢者が健康で安心して暮らせるための支援体制を整備する中で、高齢者・団塊の世代を対象とした研修を充実させ、高齢者の相互支援が可能となるような仕組みづくりを進め、高齢者を支えるネットワークに高齢者自身の参画が図られるようめざします。
- ・ 高齢者が長年にわたり蓄積してきた知識や技能を生かして、地域における団体やサークル活動等の市民ボランティア講師として活動できるよう生涯学習インストラクターバンク等への登録を推進し、高齢者によるボランティア活動を支援するとともに、一層幅広い社会参加活動を支援します。

進捗状況

- ・ 仕事や趣味、市民活動等で培った優れた知識・技術・技能をもち、指導実績のある人、もしくは各種資格をもち、指導経験のある人でボランティア活動に意欲がある市内在住又は在勤者を、市民ボランティア講師(生涯学習インストラクター)として登録し、学習活動を進める市民グループ・サークルに紹介することにより、市民相互の自発的な学習活動を支援することを目的に実施しています。

(令和元年度実績)

生涯学習インストラクター登録者数 505人 紹介件数 399人 成立件数 173人

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 生涯学習インストラクター登録者の積極的な参画が進んでいます。引き続き活動機会の拡大を図ります。

タイトル： (3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり  
 イ 生きがいづくり支援のための基盤整備

第7期における具体的な取組

- ・ 多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズを踏まえて、生涯スポーツの振興を推進するとともに、高齢者に対する学習機会や情報の提供等の施策を通じて市民主体の生涯学習を推進します。
- ・ 「老人福祉センター」において高齢者の生活に関わる各種相談をはじめ、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供や老人クラブ活動への援助を行うことで、地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進しています。
- ・ 老人福祉センター等の施設や老人クラブ等の組織が、情報発信機能を発揮し、連携を図っていくとともに、高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加促進の支援を進めていきます。
- ・ 大阪市シルバー人材センターにおいては、より多くの高齢者が社会においていきいきと活動できるよう就業情報提供機能の充実を図り、社会のニーズに対応した就労機会の拡大に努め、個々のニーズに応じた就労機会の提供に努めていきます。

進捗状況

- ・ スポーツセンター等において、施設を管理運営する指定管理者による、地域のニーズに応じたスポーツ教室の開催のほか、高齢者を対象としたプールの利用料金の割引など、生涯スポーツを推進しています。
- ・ 生涯学習センターにおいては、生涯学習にかかわる情報提供や学習相談、さまざまな学習機会の提供を行っています。
- ・ 生涯学習ルーム事業においては、学習機会の提供を行い、学びを通して教育コミュニティづくりへの参画を促進しています。
- ・ 高齢者に関する各種の相談に応じ、高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とした「老人福祉センター」の管理運営を行っています。
- ・ 地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織である「老人クラブ」に対する支援を行っています。
- ・ 就業を通じて高齢者の生きがいづくり、社会参加を進めることなどを目的にシルバー人材センターが行っている高年齢者就業機会確保事業に対する支援を行っています。

## 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 生涯スポーツの推進については、高齢者も参加できるスポーツ教室を数多く開催しており、高齢者の社会参加やいきがづくり、また介護予防に寄与しているものと認識しています。
- ・ 現代的・社会的課題からいきがづくりにつながる内容まで、幅広い学習機会を提供できています。引き続き市民の主体的な学習活動を支援していきます。
- ・ 老人福祉センターでは、高齢者が活動できる機会や場所を提供することで高齢者のいきがづくりや社会参加を支援する機能に加え、地域福祉活動の拠点として、世代間交流、ボランティアの育成などに取り組んでいます。
- ・ 引き続き「地域デビュー」した高齢者が、地域福祉活動の担い手として積極的に参画できるように、高齢者自らが地域で活動できる機会や場を提供していく必要があります。また、より多くの高齢者が地域福祉活動の担い手として活動していただけるように、地域特性に応じた運営や事業を実施する等、多様化する高齢者のニーズに対応しながら、地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たしていく必要があります。
- ・ 老人クラブは、全国の老人クラブや老人福祉センター等の施設と連携しながら、地域のニーズに応じたさまざまな活動展開を行うことで高齢者同士の交流を通じたいきがづくり活動の機会提供を進めています。
- ・ 今後は、多様化する高齢者のニーズに対応するため、より一層、情報発信機能を発揮するとともに、連携を強化していくことが必要で、本市としても、その活動を引続き支援していくことが必要です。
- ・ シルバー人材センターへの支援を通じて、一人でも多くの高齢者にニーズに応じた就労機会の提供ができるよう努めてきました。
- ・ 今後は、国の施策を踏まえ、多様化する高齢者のニーズに応じた就労機会の提供を支援していくことで、高齢者が生涯現役として社会参加をすることができるような環境づくりを行う必要があります。

タイトル： (4) ボランティア・NPO 等の市民活動支援

第7期における具体的な取組

- ・ ボランティア活動に参加していなかった層へも働きかけ、新たなボランティアの担い手を発掘する仕組みづくりや、企業や大学などと連携したボランティア活動の需給調整等を行うことにより、福祉ボランティア活動の拡大を図ります。
- ・ 市民、企業等からの寄附を区政推進基金(市民活動団体支援型)に積み立て、これを活用して、市民活動団体が行う公益的な事業に対する助成を行います。
- ・ 市民活動総合相談窓口で市民活動に関する全般的な相談に応じたり、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信するなど、市民活動が活性化し、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援しています。
- ・ 各区では、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)を推進する取組みを進め、連携を図ることにより一層の市民活動の推進をめざします。

進捗状況

- ・ 市民、企業等からの寄附金(区政推進基金(市民活動団体支援型))を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成しています。
- ・ 大阪市における市民活動の活性化に向けて、市民活動にかかる様々な相談への対応、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」を活用した市民活動に役立つ情報の収集・発信などに取り組み、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援しています。
- ・ 大阪市ボランティア・市民活動センター、大阪ボランティア協会等、様々なボランティアのニーズに合わせた相談窓口での需給調整(コーディネート)を実施しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 市民活動の活性化に向け、様々な支援策を実施していますが、各支援策に関する存在及び有用性についての認知度が低く、十分に活用されているとは言い難い状況となっており、引き続き、様々な活動主体が活発に活動し、多様な協働(マルチパートナーシップ)に向けて、市民活動の支援策が活動主体に広く活用されるよう、各支援策の有用性及び認知度の向上に取り組む必要があります。
- ・ 市民活動にかかる様々な相談ができる場(相談窓口)を提供し、引き続き、「人材不足」「資金不足」「連携相手の不足」等の市民活動団体の活動上の課題に対するサポートや、各相談窓口の特色を生かしたボランティアの需給調整を行うことにより市民活動団体等の活性化及び推進を図ります。

タイトル： (1)介護予防・生活支援サービス事業の充実

第7期における具体的な取組

- ・ 介護の担い手のすそ野を拡げる取組みを推進し、高齢者の個々の状態やニーズに応じて必要な介護予防・生活支援サービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・ 高齢者の多様な生活支援ニーズに的確に対応するため、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人等の多様な主体による多様なサービスを充実できるよう取り組みます。
- ・ 地域にお住まいの高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援の担い手として活躍する、地域における住民相互の支え合い、助け合いの地域づくりを促進できる効果的な取組みについて検討します。

進捗状況

- ・ 生活援助型訪問介護サービス(基準緩和型)の担い手を養成して安定的なサービス供給を行うことを目的として、平成28年度から「生活援助サービス従事者研修」を実施しています。  
(令和2年3月末時点において930名の養成を行いました。)
- ・ 生活支援体制整備事業において、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス(資源)の開発に取り組んでいます。(平成30年度協議体76回開催、ワーキング87回開催、令和元年度協議体62回開催、ワーキング209回開催)
- ・ 平成30年7月から、地域の元気な高齢者が生活支援を必要とする高齢者等に対し、自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う「住民の助け合いによる生活支援活動事業(モデル事業)」を生野区、東成区で開始し、同年10月から住之江区(南港地域)を追加し、3地域において、受託事業者と協力しながら、各地域の居宅支援事業者や地域団体等への説明等を行うなど、利用者及び活動者の確保に取り組んでいます。
- ・ 令和元年6月には、既に他の訪問型サービスを利用している方でも本事業を利用しやすくし、サービス等の選択の幅を拡げるため、他の訪問型サービスと同月内で併用できるよう見直しを行いました。
- ・ さらに令和元年7月には、事業開始から1年が経過したことから、利用者や活動者、地域包括支援センター等へアンケート調査を行い、事業目的である「活動者の社会参加による生きがいづくり・介護予防」、「利用者の生活の質の確保・向上」、「住民の助け合い活動の推進による住民相互の助け合いの体制づくり」について事業効果を検証したところ、すべての項目において、本事業が有効であることを確認しました。

利用者数：令和元年度 54 名(延べ利用回数 738 回)

活動登録者数：令和元年度 120 名(活動者数：35 名)

## 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 平成 29 年4月からの新しい総合事業の実施にあわせて、平成 28 年度より本研修事業を実施していますが、安定的なサービス供給が行えるよう、より多くの従業者の確保が必要であるため、市民の方や介護事業所への周知を一層図るとともに、より受講しやすい研修実施方法を検討していきます。
- ・ 引き続き、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組みます。
- ・ 事業の効果検証の結果、最も重要な「事業目的の達成状況」については、有効であると考えておりますが、現時点では利用（活動）者数が少なく、十分な効果検証が困難な状況であるため、より正確・客観的な評価が可能となるよう利用者数、活動者数の実績を増加させる必要があります。
- ・ そのため、アンケート調査結果や利用ケースをまとめた実例集などを活用して、利用者に対し本事業の利用を提案する立場にある地域包括支援センター等に対し、引き続き丁寧な説明を継続するとともに、利用者が本事業の利用をよりイメージしやすくなるよう、わかりやすい事業周知用のピラを作成するなど、利用者、活動者の増加に向けた取組みを強化する必要があります。

タイトル： (2)生活支援体制の基盤整備の推進

第7期における具体的な取組

- ・生活支援コーディネーターが地域ごとのニーズや資源状況、課題などを把握し、その結果を協議体において報告し、情報共有・意見交換を行うとともに、生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等を開催するなど、地域に不足する資源の開発に向けて取り組みます。
- ・生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行います。

進捗状況

- ・生活支援コーディネーターがアンケート調査や地域での聞き取り調査等を通じて把握したニーズや資源状況、課題などを協議体へ報告し、取組みの進捗状況の共有や意見交換を実施し、資源の開発を行っています。令和元年度からは受託団体から事業計画書の提出を求め、四半期ごとに検証・見直し等を実施しています。
- ・生活支援コーディネーター同士の情報共有や連携強化、知識の向上を図るため、生活支援体制整備事業連絡会(平成30年度6回、令和元年度3回)・近畿ブロック政令指定都市社会福祉協議会生活支援コーディネーター実践交流会(令和元年度1回)へ参加し、外部有識者による研修(平成30年度2回)・包括ケアシステム関連4事業合同研修(平成30年度1回、令和元年度1回)を開催しています。
- ・不足する地域資源の開発について、生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズに対して、多様な活動主体による協議体及びワーキングの開催により実施しています。(平成30年度協議体76回開催、ワーキング87回開催、令和元年度協議体62回開催、ワーキング209回開催)

進捗状況に対する評価と課題

- ・効果的に事業運営を行うため、受託団体より事業計画書の提出を求め、四半期ごとに検証・見直しを行い、PDCAサイクルに沿った取組みを進めます。
- ・高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進します。

タイトル： (3)介護給付等対象サービスの充実

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等については、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていきます。
- ・ 地域密着型サービスの適切な運営を図るため、事業者の指定等に当たっては、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、利用者の安全・安心に配慮したサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

進捗状況

- ・ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等について、『介護保険制度パンフレット(ハートページ)』及び本市ホームページにおいて制度の周知を行っています。(ハートページは各区保健福祉センター、地域包括支援センターほか関係機関に設置)
- ・ 地域密着型サービス運営委員会については、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成し、定期的(年6回)に開催しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等について制度の周知を行い、地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っております。
- ・ 地域密着型サービスの適切な運営を図るため、介護保険法で定められている事業者の指定、基準の内容審査に加え、整備前の事前協議内容についても、地域密着型サービス運営委員会に諮り、サービスの充実に努めております。

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保  
ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

第7期における具体的な取組

- ・ 利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されており、ホームページを通じて情報提供を行っていきます。
- ・ 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護に係る外部評価結果については、事業所が所在する区保健福祉センター及び地域包括支援センター、福祉局介護保険課で公開しています。

進捗状況

- ・ 「介護サービス情報の公表」にかかる事務については、平成30年度に大阪府から本市に移譲され、本市では法令の定めにより策定した公表計画に基づき、本市が指定した「介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター」において、対象となる事業所の情報公表を行っています。

公表件数 平成30年度 5,754件

令和元年度 6,119件

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 利用者が適切な事業者を選択できるよう、本市ホームページを通じて情報発信を行うなど、引き続き情報公表に取り組んでいきます。

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保  
イ 介護サービスの適正化

### 第7期における具体的な取組

- ・ 国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。

第7期の目標（ケアプランチェック）

訪問事業所数 H30年度 166か所

R1 年度 171か所

R2 年度 176か所

- ・ 国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

第7期の目標（介護給付と医療給付との支払実績突合点検）

訪問事業所数 H30年度 6,607件

R1 年度 6,805件

R2 年度 7,009件

### 進捗状況

#### <住宅改修の適正化>

申請された住宅改修工事において、価格・工事内容に疑義があった場合は、建築士に書類審査を依頼し、適切な助言を受けています。また、工事後においては、建築士により適切な工事が行われているか現地確認を実施し、建築士からの報告を受けて、施工業者に改善指導等を行い、住宅改修費の適正化に努めています。

調査件数：862件 うち 要注意件数：20件 改善指導件数：44件

#### <福祉用具購入・貸与調査>

福祉用具購入においては、申請時に内容確認を行い、住宅改修との整合性に着目して審査を行っています。また、福祉用具貸与においては、軽度者にかかる福祉用具貸与申請について、内容を確認しています。

購入件数：12,503件

軽度者による福祉用具貸与審査件数：3,461件

#### <介護給付費通知>

国保連合会において審査決定した給付実績等から利用者ごとに利用実績を記載した給付費通知を送付しています。給付実績の確認ポイントを説明したピラを同封することにより、被保険者自身が適正に給付が行われているかを確認することで、給付適正化を図っています。

送付件数：146,444件

#### <ケアプランの点検>

国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから事業所を選定し、ケアプランの点検・指導を行い、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めています。平成 27 年度からは、新しい総合事業への移行を見据え、介護予防サービス計画の点検も行っています。

また、平成 28 年度からは、調査員を増員し実施内容を充実するとともに、有料老人ホーム等に併設する居宅介護支援事業所についても調査の対象とするなど、更なる強化に努めています。

実施件数：1,000 件（155 事業所） 効果額：59,073,266 円

#### <医療情報突合>

国民健康保険団体連合会の医療給付情報と介護給付情報を突合し、疑義内容について事業者へ照会し、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めています。

実施件数：438 件 効果額：9,495,750 円

#### <縦覧点検>

国民健康保険団体連合会に実施を委託し、算定回数や事業所間の給付の整合性等の疑義内容について事業者へ照会し、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めています。

実施件数：1,408 件 効果額：15,927,190 円

#### <給付実績の活用>

国民健康保険団体連合会システムの給付実績をもとに、給付に偏りのある事業所や加算の算定状況等を確認し、実地指導・ケアプラン点検の対象事業所の選定や実地指導やケアプラン点検実施前に参考にしています。

実地指導時にも、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めており、平成 30 年度の効果額（3 月末時点）は、約 66,560 千円となります。

令和元年度の行政処分件数（3 月末時点）は、1 事業者 4 件で、返還請求額は加算金も加えると 5,965,971 円となります。

#### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 介護給付適正化事業においては、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めることにより、ケアプランの点検においては 59,073 千円を超える効果を得ており、また医療情報の突合において約 9,496 千円、縦覧点検において約 15,927 千円など、介護給付の適正化に努めています。
- ・ 住宅改修の適正化においては、要注意となったもの及び改善指導となった事業者に対して改善指導を行う等、給付適正化に努めています。
- ・ 介護給付費通知につきましては、利用者がサービスの利用実績を確認することで不正事業者の通報につながっています。

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保  
ウ 介護サービス事業者への指導・助言

### 第7期における具体的な取組

- ・ 介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導等を通じ、事業者に対する指導・助言に取り組みます。
- ・ 高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住ませ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。

第7期の目標(一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導)

訪問事業所数 H30年度 52か所  
R1 年度 54か所  
R2 年度 55か所

- ・ 介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。

第7期の目標(実地指導実施率) 各年度16%以上

### 進捗状況

- ・ 指定の更新期間である6年に1度の実地指導を行うことを目標に、平成30年度(3月末時点)に2,039件(うち825件は委託により実施)の実地指導を実施しました。市民が安心してサービスを利用できるよう、実地指導及び介護給付適正化事業を実施することにより、サービスの質の確保と介護給付の適正化に取り組んでいます。

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ より効率的な実地指導に努め、引き続き、指定の更新期間である6年に1度の実地指導を行うことを目標に取り組んでいきます。
- ・ 苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していきます。

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保  
エ 介護支援専門員の質の向上

### 第7期における具体的な取組

- ・ 事業所ごと、介護支援専門員ごとに届出を義務付ける二重指定制度や資格の更新体制とともに体系化された研修を各都道府県で実施します。
- ・ 「ケアプラン点検」の強化を行うとともに、地域全体の介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質向上と適正な給付の実施をめざす「ケアマネスキルアップ事業」を行い、ケアプランの適正化に努めます。
- ・ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立を促すとともにニーズにそっているかを点検指導し、ケアプラン作成における問題点や課題を抽出、検証のうえ、結果を介護支援専門員へ周知することで、すべての居宅介護支援事業所に対して意識改善を図り、介護支援専門員の資質向上をめざします。

#### 第7期の目標(ケアマネスキルアップ事業)

参加事業所数 H30年度 221か所

R1 年度 227か所

R2 年度 234か所

- ・ 地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員に対する日常的な個別相談や、研修の開催等を行うとともに、各区の居宅介護支援事業者連絡会などを通じ、介護支援専門員と医療関係者との連携を図るなど環境の整備を行い、包括的・継続的マネジメント支援の取組みを推進します。

### 進捗状況

- ・ ケアプラン点検は、国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから事業所を選定し、ケアプランの点検・指導を行い、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めているもので、平成27年度からは、新しい総合事業への移行を見据え、介護予防サービス計画の点検も行っています。

また、平成28年度からは、調査員を増員し実施内容を充実するとともに、有料老人ホーム等に併設する居宅介護支援事業所についても調査の対象とするなど、更なる強化に努めています。

実施件数【H30実績】：833件(166事業所) 効果額：153,609,515円

- ・ 平成26年度から、大阪府介護支援専門員協会への委託により、ケアマネスキルアップ事業を実施し、介護支援専門員が、自ら「利用者が自立した生活を送るためのケアプランを作成できているか」についてケアプラン作成のプロセスを踏まえ、基本となる事項を確認しながら気づき、実践できるよう作成支援するとともに、地域全体の居宅介護支援事業所に、総括的な留意事項を踏まえた研修を実施しています。平成28年度からは、対象事業区を3区から6区に拡充することにより、事業終了予定を当初の平成33年度から平成30年度に早め、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図っています。
- ・ 平成26年度は、福島区・鶴見区・平野区の3区で実施。(個別ケアプラン作成支援は福島区・鶴見区西部・長吉の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- ・ 平成27年度は、都島区・大正区・西成区の3区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、都島区北部・大正区・西成区・西成区東部の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援

専門員に実施。)

- ・平成 28 年度は、北区・中央区・天王寺区・東淀川区・住之江区・住吉区の6区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、北区・中央区・天王寺区・東淀川区南西部・加賀屋・粉浜・住吉区東の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- ・平成 29 年度は、西区・浪速区・西淀川区・淀川区・城東区・東住吉区の6区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、北区・浪速区・西淀川区・淀川区南部・城東区・東住吉区中野の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- ・平成 30 年度は、此花区、港区、東成区、生野区、旭区、阿倍野区の6区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、此花区南西部、港区、東成区北部、生野区、旭区東部、阿倍野区の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)

平成 30 年度ケアプラン作成支援参加ケアマネ数: 454 人

平成 30 年度研修参加事業所数: 298 事業所

- ・地域包括支援センターにおいて、介護保険法に定められた包括的支援事業である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施するにあたり、大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づき、主任介護支援専門員を配置しています。

地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援業務実績 (R2.3 末時点)

介護支援専門員個別相談件数 77,146 件

居宅介護支援事業者連絡会 873 件

介護支援専門員への研修会 286 件

## 進捗状況に対する評価と課題

- ・事業者数が年々増加するとともに介護給付費も増加し、介護給付の適正化がより重要になっていることから、ケアプラン点検を実施する事業者調査員を3名体制から平成 28 年度より5名体制に拡充し、さらなる介護給付の適正化に努めます。
- ・ケアマネスキルアップ事業についても、平成 29 年4月からの新たな総合事業の円滑な実施に向けて、介護予防ケアマネジメントにかかる介護支援専門員のスキルアップを図ることが急務であることから、平成 30 年度には 24 区において完了させることができるよう、平成 28 年度からは、対象を3区から6区に拡充し、介護保険制度の要である介護支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。
- ・地域包括支援センターでは主任介護支援専門員を中心として、圏域内の介護支援専門員からの多くの相談を受け、適切な助言・支援を行うなど、効果的に包括的・継続的ケアマネジメント支援業務が実施されています。

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保  
オ 公平・公正な要介護(要支援)認定

### 第7期における具体的な取組

- ・ 大阪府の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託して実施するとともに、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。
- ・ 公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することによりの確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。

認定調査員への研修等を行うことで、よりの確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組みの強化を行う。

### 進捗状況

- ・ 「要介護認定調査業務委託」は中立性・公平性を図り、当該調査を適正に実施することができるよう、指定市町村事務受託法人と契約を締結し、当該委託先との十分な連携・協議を通じて、当該業務の円滑かつ適正な履行に努めるとともに、「大阪市認定事務センター」における認定事務の集約管理やバックヤード業務における民間事業者のノウハウの活用、認定申請の郵送受付など、業務の効率化及び市民(申請者)の利便性の向上に努めています。
- ・ また、大阪府や医師会等と連携し、認定業務に従事する認定調査員や審査会委員、主治医等に対する研修を毎年実施し、認定事務の公平・公正性を確保するとともに、全国一律の基準による審査・判定に努めています。必要に応じて、認定調査に際して意思疎通が困難な方を対象とした介添人の派遣や、難病や認知症等により認定調査に際して専門的判断が必要と考えられる場合、本市保健師の認定調査への同行を本市独自の制度として実施し、当該調査における被保険者の心身状況等の的確な把握に努めております。

#### 【平成30年度実績】

申請受付件数 144,109 件

認定審査会開催数 4,818 件

審査判定件数 137,936 件

## 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 申請から認定までの期間が平成 30 年度は 41.0 日、平成 31 年 4 月から令和元年 6 月までは 53.5 日となっています。原因としては、国の要介護認定に係る有効期間の見直しに伴い、平成 30 年度の 14.4 万件であった申請件数が、令和元年度の申請見込み件数が 16.9 万件に増えることが見込まれています。平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までの申請件数は 70,203 件で、平成 30 年 4～8 月(58,103 件)と比較すると、12,100 件申請が増えている状況です。それに加え、市内の認定調査を委託している指定市町村事務受託法人において、必要な調査員数が確保できなかったことが影響し、認定調査にかかる期間が延びています。
- ・ 認定調査期間の短縮のため、認定調査員の確保に取り組んでおり、必要な認定調査員数が確保できる見込みとなっているものの、引き続き認定調査員の体制強化により認定調査の遅れが生じることがないように、また原則申請から 30 日以内に認定結果が送れるよう、最大限取り組む必要があります。
- ・ 公正公平な要介護(要支援)認定を行うためには、今後もより一層認定業務に従事する認定調査員や主治医等に対する研修を充実させる必要があります。

タイトル： (5)在宅支援のための福祉サービスの充実

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者自身や要介護高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスについて引き続き検討を進めます。

進捗状況

- ・ 高齢者のニーズに応じた福祉サービス・生活支援サービスを実現するため、サービス内容の充実に努めています。
- ・ 日常生活用具給付事業においては、用具給付後の利用実態調査を行い、家庭内の火災の未然防止が出来ていることを確認しました。
- ・ 緊急通報システム事業においては、災害時等の緊急時に必要な援助が受けられるよう、各種媒体を活用し、制度周知を行っています。
- ・ 介護用品支給事業においては、平成30年度の地域支援事業実施要綱の一部改正により、第7期介護保険事業計画期間限りで任意事業としての経過措置期間が終了することが示されましたが、要介護高齢者を介護する家族の負担軽減を目的とした事業であることから、見直しを踏まえた事業継続を検討しています。

進捗状況に対する評価と課題

家庭内での災害の未然防止、災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引き続き、取組みを進める必要があります。

タイトル： (6)介護人材の確保及び質の向上

第7期における具体的な取組

- ・ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。
- ・ 福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。
- ・ 介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組みます。

第7期の目標(処遇改善加算の取得率)

H30年度 85.4%

R1年度 85.8%

R2年度 86.2%

進捗状況

- ・ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、介護サービス事業等の従事者の資質向上の観点から、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施しました。

【令和元年度 事業実績】

	研修科目数	受講者延べ人数
福祉専門職研修	52科目	6,521人

- ・ こどものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう、教育委員会と連携しながら、小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成し、令和元年度には、小学3年生に約21,000冊、指導用副教材を教員に約700冊を配付しました。

- ・ 介護職員処遇改善加算の取得状況

H30年度 88.9%

R1年度 88.2%(3月末現在)

## 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 研修等の受講者に対して満足度に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施し、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。
- ・ 小学校教員に対して福祉教材の活用に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、総合的な学習の時間等における福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ機会を設けます。
- ・ 介護職員処遇改善加算の取得状況については、目標は達成しているものの、3月末現在の数値は前年度を下回っているため、より一層の取得促進の取組が求められる。

タイトル： (1)多様な住まい方の支援

### 第7期における具体的な取組

- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正な生活相談・安否確認等のサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導を行います。
- ・ 市営住宅における高齢化への対応や民間住宅への入居の円滑化など住宅施策の推進を図るとともに、施設等の整備推進や充実を図り、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。
- ・ 大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供サービスを実施します。

### 進捗状況

- ・ サービス付き高齢者向け住宅に対する指導については、有料老人ホームと同様に取り扱う旨の内容を盛り込んだ国の設置運営標準指導指針の改定に準拠し、本市においても、その指針に沿って平成 27 年7月1日付けで有料老人ホーム設置運営指導指針の改定を行い、指導指針の明確化を図りました。
- ・ 住まい情報センターにおける情報提供等について、計画の内容に基づき、高齢者を含む施設利用者に対して、約 7,700 件の住宅相談対応や約 32,000 件の情報提供を行いました。また、セミナー・シンポジウムについても計 69 回開催し、約 3,600 人の参加があり、高齢者を含む多くの方を対象とした情報提供サービスを実施しました。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月下旬からイベントの中止を行いました。)

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、今後も適切な管理・運営が行われるよう、引き続き事業者の指導に取り組んでいきます。
- ・ 住まい情報センターにおいては、住宅に関する様々な情報提供ができており、引き続き、多様化・高度化する市民ニーズに対応した住宅相談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウムの開催に取り組んでいきます。

タイトル： (2) 居住の安定に向けた支援

第7期における具体的な取組

- ・ 建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進します。
- ・ 民間住宅においては、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度に取り組むとともに、住宅セーフティネット法に規定される居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」に参画し、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携しながら、「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」や居住支援法人による居住支援活動の促進に取り組むなど、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。
- ・ 高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修の介護保険給付及び高齢者住宅改修費給付事業を行います。

進捗状況

- ・ 建替えを行う市営住宅については、全住戸を対象に高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についても、浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置を行うなど、バリアフリー化を推進しています。
- ・ 民間住宅については、平成29年10月に改正施行された住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅の登録を進めています。また、Osaka あんしん住まい推進協議会において、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅及びあんぜん・あんしん賃貸住宅等)の情報提供を行うとともに、居住支援法人の指定や登録住宅を紹介する協力店の登録を促進することにより、高齢者に対する入居支援に取り組んでいます。

【登録実績(令和2年3月末現在)】

・セーフティネット住宅の登録戸数	: 772戸
・あんぜん・あんしん賃貸住宅等の登録戸数	: 5,092戸
・居住支援法人の指定数	: 30法人
・協力店の登録件数	: 269件

「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」に基づく登録住宅  
(セーフティネット住宅登録開始後は新規登録終了)

- ・ 住宅改修に対する支援としては、介護保険制度において、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、小規模な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行っています。給付の際には、利用者の一時的な負担を解消するため、支給対象となる費用(支給限度額)の1割、2割又は3割負担で済む「給付券方式」を導入しています。

また、介護保険制度の支給対象とならない工事費用の一部について、高齢者住宅改修費給付事業を実施しています。

#### 【令和2年3月末実績】

- ・ 介護保険給付サービス住宅改修費の支給件数...8,910件
- ・ 高齢者住宅改修費給付事業の支給件数... 67件

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 今後も高齢者に安定的な居住の場を提供するため、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づく建替・全面的改善・エレベーター設置の効率的・効果的な実施により市営住宅の高齢化への対応を進めます。
- ・ 民間賃貸住宅については、引き続き、セーフティネット住宅の登録を促進するとともに、Osaka あんしん住まい推進協議会において大阪府、府下市町村、宅地建物取引業団体及び居住支援法人等と連携しながら情報提供等の取り組みを進めます。
- ・ 介護保険における住宅改修件数の多くが給付券を利用した工事となっており、制度利用の利便性がより一層図られたことにより、高齢者が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能となっています。
- ・ 今後も、制度利用のための利便性をより高めるために、給付券登録事業者数の増加を図るとともに、登録事業者への研修内容の充実を図っていきます。
- ・ 高齢者住宅改修費給付事業については、引き続き、介護保険制度の住宅改修費を補完する制度として本市が独自に実施することにより、高齢者が住み慣れた住まいでの居住継続できるよう支援を実施していく必要があります。

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進 (特別養護老人ホーム)

第7期における具体的な取組

- ・ 特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、今後も個室・ユニット型で整備を進めます。
- ・ 既存施設の個室・ユニット化改修等についても国の交付金等を活用して支援します。

進捗状況

特別養護老人ホームについては、令和2年3月末現在 157施設(うち地域密着型 14施設)定員13,903人(うち地域密着型施設 367人)が整備済みであり、7施設・定員 364人の整備に着手しているところだ。

なお、令和2年度中には 14,375人分完成する予定となっており、入所の必要性や緊急性の高い方が概ね1年以内に入所可能となっております。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 第7期計画における特別養護老人ホームの整備目標数については、概ね達成出来る見込みとなっておりますが、要介護認定者の増加等を勘案し、今後も一定の整備が必要と考えています。
- ・ 特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進めます。
- ・ 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施しております。

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進 (介護老人保健施設)

第7期における具体的な取組

- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていきます。

進捗状況

介護老人保健施設については、令和2年3月末現在、85施設定員7,980人を整備しています。今後も、計画に基づき整備に努めます。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 高齢者のニーズに応えた施設サービスの整備を行うため、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する介護老人保健施設に対するニーズを検証し、必要な施設整備を進めます。
- ・ 令和2年度の整備目標数8,200人の達成に向けて令和元年度に156人分の公募を行いました。申込み事業者が無かったため、選定はありませんでした。引き続き次期計画も見据えて施設整備を進めていきます。

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進 (介護療養型医療施設及び介護医療院)

### 第7期における具体的な取組

- ・ 「介護医療院」については、介護療養型医療施設等からの転換を進めていきます。
- ・ 介護療養型医療施設については、経過措置期間が6年間延長されるため、その間に各施設の意向に沿って転換を進めていきます。

### 進捗状況

介護療養型医療施設については、医療療養型病床等への転換や事業廃止により令和2年3月末現在、6施設239床となっております。

経過措置期間が6年間延長されることとなったことから、令和5年度末にすべての介護療養型医療施設が、介護医療院等への転換を予定しています。

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 介護療養型医療施設については、介護老人保健施設への転換期限が2017(平成29)年度末までとなっておりますが、高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた介護保険施設として新たに「介護医療院」が創設されました。
- ・ それに伴い、現行の介護療養型医療施設の経過措置期間については、6年間延長することとされています。
- ・ 介護療養型医療施設については、医療療養型病床への転換が進んでおり、令和元年度末整備目標数279人に対し、令和2年3月末現在で239人まで減少しております。
- ・ 介護医療院への転換については、令和2年3月末時点で0件のため、引き続き転換促進のため支援を行ってまいります。

## 【重点的な課題と取組み】 5 高齢者の多様な住まい方の支援

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進  
(認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム))

### 第7期における具体的な取組

- ・ 認知症高齢者が引き続き増加することが予想されており、在宅での生活が困難な認知症の方のニーズに対応するため、引き続き必要な整備を進めていきます。

### 進捗状況

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者の増加に伴うニーズに対応するために、必要利用定員総数が日常生活圏域で上回る場合でも、市域全体の計画の範囲内であれば事業者指定を行っています。今後も、計画に基づき整備に努めます。

令和2年3月末現在の指定事業所数 ... 223事業所 定員 4,429人

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ グループホームなど施設の整備については民間に依存しており、昨今の景気の回復から地代や建設費の高騰などの影響を受け、事業者の参入は容易でなくなっています。
- ・ また、事業参入がしやすい周辺区に建設が偏り、区ごとの整備率にばらつきが生じています。
- ・ 令和元年度整備目標数 5,030人に対し、令和2年3月末現在の整備済数 4,429人となっております。次期計画を見据えて、事業者へのアンケート等を実施し、引き続き適正な施設整備に努めます。

## 【重点的な課題と取組み】 5 高齢者の多様な住まい方の支援

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進  
(特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など))

### 第7期における具体的な取組

- ・ 今後の高齢者人口の増加に伴う多様な住まいニーズに対応するため、本計画においても特定施設入居者生活介護の目標サービスの確保に努めていきます。

### 進捗状況

特定施設入居者生活介護の事業者の指定については、従来から事業計画に基づいて公募による選定を実施していますが、平成26年度から、より公平かつ公正に選定を行うために、外部委員で構成する選定会議を立ち上げ選定しています。今後も、計画に基づき整備に努めます。

令和2年3月末現在の指定事業所数・・・147事業所 定員 9,640人

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 特定施設入居者生活介護については、行政区や地域により整備状況が異なります。
- ・ 令和元年度整備目標数9,905人に対し、令和2年3月末時点で9,640人分の整備が完了しております。また、令和元年度に公募を行ったことによる増加や、事業者の廃止による減少の結果、令和2年度末の整備予定数は10,121人となっており、令和2年度の整備目標については概ね達成できる見込みです。引き続き、次期計画を見据えて適正な施設整備に努めていきます。

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進 (養護老人ホーム)

#### 第7期における具体的な取組

- ・ 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等について必要な支援を行います。
- ・ 施設入所者の状況を勘案しながら、必要に応じ特定施設入居者生活介護の指定に向けた取組みを行います。

#### 進捗状況

養護老人ホームについては、令和2年3月末現在、12施設定員767人を整備しています。介護ニーズへの対応のため、12施設中2施設が特定施設の指定を受けています。

#### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ ひとり暮らしや低所得者の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることから、施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。
- ・ 介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じてまいります。
- ・ 養護老人ホームについては、平成31年3月末現在、12施設定員767人を整備しています。
- ・ 介護ニーズへの対応のため、12施設中3施設が特定施設の指定を受けています。

## 【重点的な課題と取組み】 5 高齢者の多様な住まい方の支援

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進 (軽費老人ホーム)

### 第7期における具体的な取組

- ・ 家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っています。こうした状況を踏まえて、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設の改築の検討を進め、必要な支援を行います。

### 進捗状況

軽費老人ホームについては、令和2年3月末現在、19施設、定員705人と、経過的軽費老人ホーム(A型)1施設、定員50人の計入所定員755人を整備しています。  
介護ニーズへの対応のため、1施設が特定施設の指定を受けています。

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることから、施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。
- ・ 介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じてまいります。

タイトル： (4) 住まいに対する指導体制の確保

第7期における具体的な取組

- ・ 老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、定期的な立入調査等の指導に引き続き取り組んでいきます。
- ・ 施設運営の向上に資するため、2013(平成 25)年度から実施している年1回の施設における自主点検結果の報告確認を継続していきます。
- ・ 法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護サービスの提供確保の観点から、居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、引き続き実地指導を行っていきます

進捗状況

- ・ 有料老人ホームに対する指導については、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことを求め、指導等を行っており、原則3年毎に1回の立入検査を実施しています。また、事業者による自主点検の実施については、集団指導や施設への連絡通知の際に、その都度周知し、実施の促進を図り、年に1回結果の提出を求めています。

【令和2年3月末 実地指導件数】

158件 / 515件(平成 31.4.1 時点開設 有料老人ホーム 341件、サービス付き高齢者向け住宅 174件)

令和2年3月末実績件数

定例案件 216件 [特定施設入居者生活介護 54件、地域密着型特定施設 0件、住宅型有料老人ホーム 103件、サービス付き高齢者向け住宅 59件(介護保険課 59件のうち都市整備局同行 59件)]

随時対応案件 53件(特定施設入居者生活介護 8件、地域密着型特定施設 0件、住宅型有料老人ホーム 31件、サービス付き高齢者向け住宅 14件)うち苦情・通報等対応 45件、自主点検表未提出 8件

- ・ 法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅に対しては、老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当する場合、法の届出が義務付けられており、平成 27年度より、(いわゆる未届け有料老人ホームの)実態調査を行っています。これは、消防局および福祉局保護課から有料老人ホームに該当すると思われる施設の情報提供を受け、その情報をもとに調査対象施設を確定し、「大阪市有料老人ホーム該当施設判断基準」に基づき現地調査を行っています。また、介護保険の実地指導や各区役所からの情報提供があったものや、虐待などの通報内容により随時調査を行っています。

- ・ 現地調査により、未届有料老人ホームに該当する施設に対しては、運営法人に対し、届出義務についての説明を行っています。

#### 実態調査

令和元年度(令和2年3月末)調査数 16 施設

うち有料老人ホーム該当 6 施設(届出済 5 施設、届出協議対応中 1 施設)

### 進捗状況に対する評価と課題

- ・ 高齢者の住まい(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅)については、事業計画のとおり実施しています。
- ・ 今後も適切な管理・運営が行われるよう、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて、引き続き事業者の指導に取り組んでいきます。